

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年3月27日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市赤崎町字永浜100番1地先から字清水18番1地先まで	新	m 33.8~13.8	m 440.0
	旧	47.8~14.3	440.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和8年3月27日から同年4月27日まで